高校生等への修学支援に関する参考資料(6)

平成29年10月

都道府県単独事業の予算規模について

私立高校等に通う生徒の修学支援目的の給付型支援(H29予算額)

①は、国の修学支援金制度に準ずる授業料支援を計上しているが、他の分類に該当する予算が含まれる場合、まとめて計上している。 ④は、国の就学支援金制度では支援対象外の者への支援(専攻科の生徒等)や、国からの補助の自治体負担分(家計急変の授業料支援等)を計上している。また、①~④に該当しない支援(貸与型の支援、通信制高校に通う生徒への教科書給与、入学検定料補助、公立高校に通う生徒を対象とした入学金免除等)については、今回は算定外としている。

60,234,354,645	384,703,000	2,758,636,939	2,094,906,309	54,996,108,397	訲	
1,414,000				1,414,000		47
169,226,000	950,000	4,272,000		164,004,000	詽	46
24,783,000				24,783,000		45
38,291,000	3,300,000			34,991,000	4 大分県	44
71,209,350		4,828,289		190'186'99		43
211,566,855				211,566,855		42
30,567,040	888,400	19,116,000		10,562,640		41
1,129,680,000	1,139,000		授業料減免の対象に含む	1,128,541,000		40
79,700,000				79,700,000		39
42,447,600	1,878,000			40,569,600		38
110,540,500	0			110,540,500	7 香川県	37
36,830,000	500,000			000,088,98		98
140,648,000	9,357,000	70,000,000	授業料減免の対象に含む	61,291,000		35
542,673,000	14,552,000	28,188,000	授業料減免の対象に含む	499,933,000		34
306,914,000	1,430,000		授業料減免の対象に含む	305,484,000		33
75,243,250	375,000			74,868,250		32
15,338,000	743,000		14,595,000	0		31
30,327,000	653,000			29,674,000		30
154,430,000	675,000			153,755,000	_	29
684,115,000	1,246,000			682,869,000		28
19,541,068,000	4,068,000		授業料減免の対象に含む	19,537,000,000		27
3,914,000,000			授業料減免の対象に含む	3,914,000,000		26
200,965,000				200,965,000		25
33,876,600	2,129,600	16,825,000		14,922,000		24
5,929,222,000	2,386,000	1,544,970,000		4,381,866,000		23
527,255,000				527,255,000		22
204,905,000				204,905,000		21
116,204,000		43,013,000		73,191,000		20
9,088,000	297,000			8,791,000		19
262,101,300		51,067,850	134,481,309	76,552,141	1	18
132,109,000		14,967,000		117,142,000		17
105,367,300	237,000	16,060,000		89,070,300	6 副山県	16
163,189,000	580,000	21,604,000	61,705,000	79,300,000		15
3,697,478,000		授業料減免事業と併せて計上		3,697,478,000		14
13,786,546,000				13,786,546,000		13
879,000,000	138,000	89,000,000		789,862,000		12
4,657,339,000	26,641,000	589,000,000	1,884,125,000	2,157,573,000	1 埼玉県	_
334,539,000	294,549,000	39,990,000		0		10
106,114,000	770,000			105,344,000		9
264,604,000	3,042,000	161,240,000		100,322,000	3 茨城県	8
97,634,000				97,634,000		7
289,375,000		2,166,550		287,208,450		9
70,305,000		39,584,400		30,720,600		5
150,000,000	1,000,000			149,000,000		4
12,162,850	9,418,000	2,744,850		0		3
157,022,000	1,761,000		授業料減免の対象に含む	155,261,000	2 青森県	2
696,942,000		(授業料減免の対象に含む	696,942,000	1 北海道	_
<u></u>	④その他の生徒納付金	③入学金	②施設整備費	①授業料		

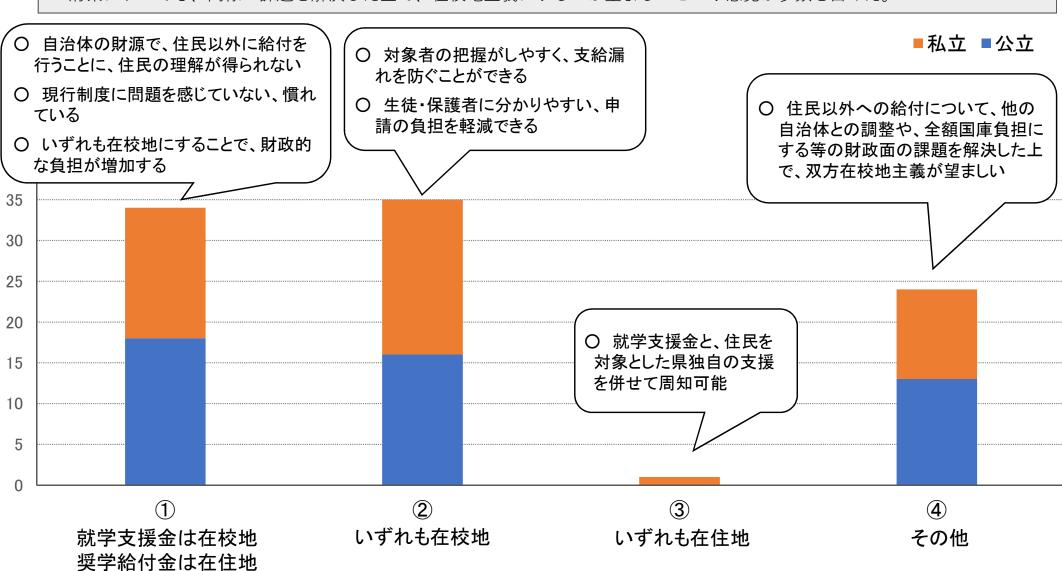
在住地・在校地について

在住地主義・在校地主義に関する都道府県の意見 (平成28年度)

○ ①と②はほぼ同数。公立・私立による偏りは見られない。

(現行制度)

- 流入が多い自治体は① (現行制度)、流出が多い自治体は② (いずれも在校地)を選ぶ傾向がある (次頁参照)。
- ①と選択している都道府県でも、「いずれも在校地にした場合、住民以外の者に給付を行うことについて、住民の理解が得られない」という、在校地にすることが困難であることを理由としているものが半数以上あり、④(その他)を選択した都道府県においても、同様の課題を解決した上で、在校地主義にするのが望ましいという意見が多数を占めた。



流入超過状況(流入者一流出者)

	\leftarrow											ŀ	т <u>ў</u>	<u>-</u>	100) 	<u></u>	Œ	祥			->	>			e E	∯ ∓	—	1		→	漁入				<		h	文-	>	100	か	"护	거	¥ —			>		
<u>*</u>	47	37	7 7 4	44	43	42	41	40	39	38	3/	36	35	34	ς ()	32	\ \ \ -	30	67	87	7.7	97	27	1 C) N	2 7	0 C	21	20	19	<u></u>	17	16	15	14	13	12	11	10	9	∞	7	တ	വ	4	ω	2	_	No.	
%178年母学校其末開本 F/0	神奈川	林林田里	ス イル 上	谢-	中间	広島	滋賀	奈良良	群馬	静岡	福尚	液 域 域	:	福馬	想本	凤泉	呂城	中海	長野	I E	- III	佐質	愈。	外印日	型面	二年 本	北海	対が	小点	出	本 三 i	夢媛	三場	福井	大 阪	鳥取	和歌山	栃木	鹿児島	回	占三	高知	大分	島根	国	巨	京都	東小	都道府県	
	7,682	S 1 5 5	2,900	2,0,2	3.512	935	964	1,488	968	1,106	1,318	1,619	68/	538	608	782	5/3	215	402	285	148	525	-54 -54	154	10/	260	386	229	332	167	206	145	171	138	2,917	104	327	1,109	342	182	137	102	185	121	521	144	933	4,414	県外への 進学者数	
	2,394 1,529	720	622	770	1 635	289	405	936	484	682	903	1,224	336	249	382	561	355	0 0 0 0	2/3	159	300	423	50	00	93	100	220	225	330	173	215	156	187	186	2,985	204	450	1,244	484	355	315	336	486	444	1,024	833	2,097	11,563	県外等から の入学者数	
	△ 6,153			A 2218	_ l	△ 646	△ 559	△ 552	△ 484	△ 424	△ 415	△ 395	△ 351	△ 289	∆ 226			\triangle 135		∆ 126			△ 93	^ 00	> 60 > 60	> 68 > 68	A 36	<u> </u>	> 2	6	9		16	48	68	100	123	135	142	173	178	234	301	323		689		7	流入一流出	(単位:人)
	生物	在 大 大 大	在 在 在	4 林	在 本 本 本	その他	その他	在住	在校	在住	在住	在校	在校	在校	在住	在住	その街	住校	んの街	任校	4の街	住校	什交	一件十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	中中	中京文	大 林 林	在住	在	在住	在校	在校	在校	在住	在校	在校	在住	在校	在校	在校	在住	在住	在住	在校	在住	在住	在住	在住	公立	
	全在公林	中文	计算文字	在 本 本 本 本	在林	在 校	その他	在 校	在校	在校	在校	在校	在校	在校	任校	任校	住住	在住	かの前	在校	住住	住校	自交	十 京	十	九年	在 在 在	在 在	在住	在住	在校	在 校	在校	在住	在住	在住	在校	在校	在住	在住	在住	在住	在住	在校	在住	在住	在住	在住	私立	

※H28年度学校基本調査より

(参考)地方消費税の清算

- 地方消費税については、国から払い込まれた地方消費税を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道 府県間で清算が行われている。(税収:49,742億円(平成27年度決算額)※平成29年地方財政計画額:45,993億円)
- 「小売年間販売額」と「サービス業対個人事業収入額」の合算額、「人口」、「従業者数」等を指標としている。
- 全都道府県から委託を受けた地方共同法人地方公共団体情報システム機構が、清算を一手に行っている。

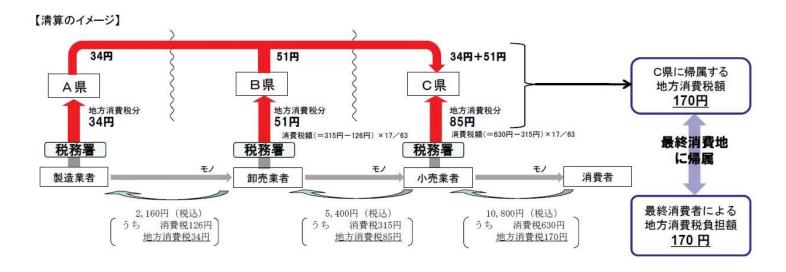
総務省 「地方消費税に関する検討会」 (平成29年4月25日)資料

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の<u>最終負担者は消費者</u>であり、<u>税収は「最終消費地」(下記C県)に帰属</u>すべき(仕向地原則)。
- 〇 しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の<u>各中間段階で、製造業者、卸売業者等</u>により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。

また、その上で<u>税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(</u>納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託ため、「最終消費地」(下記C県)と「税収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。

〇 地方消費税の清算は、<u>最終消費地と税収の最終的な帰属地(ともに下記で県)とを一致させるため</u>に、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。



国が対象としていない授業料支援について

支給限期間の上限を超過した生徒等への支援(地方単独事業)

■ 支給期間の上限を超過した生徒への支援:19自治体

【条件なし】

- 期間・理由等の条件を定めていない≪多数≫
 - ← 国の就学支援制度が開始する前から、単独事業で、期間・ 理由を問わず支援していたため、国の支援が開始したこと を以て、その対象を狭める理由にはならないとして、継続している等

【理由について条件を設けている場合】

- 〇 学校長が意見書を提出
- 学校が認める場合に対象にする (病気、怪我、不登校等が対象。成績不良や、停学に よる出席日数不足は対象外)
- 学校が意見書を提出し、審査会(外部有識者)での検 討を行った上で判断

【期間について条件を設けている場合】

○ 12か月分を上限としている

【所得制限の厳格化】

〇 対象を年収約350万円未満の世帯に限定

■ 74単位を超過した生徒への支援:13自治体

【条件なし】

○ 期間等の条件を定めていない≪多数≫

【期間について条件を設けている場合】

○ 48か月(通信制)以内で取得した場合に限定

■ 既卒者への支援:5自治体

【条件なし】

○理由等の条件を定めていない《多数》

■ その他の支援

【休学中の者への支援】

- 〇 休学中でも授業料が発生する場合には支給
- ※ 私立高校における休学中の授業料の扱いについては、全 額徴収、一部軽減(1/2、1/3等)、支払不要、休学期間に よって変動等、学校によって異なっており、一定の基準があ るものではない。

平成29年度の私立高校生(全日制)への各都道府県における支援制度の概略

本表は各都道府県からの報告を基に、私立高校生への支援の全体像を明らかにする目的で作成したものであり、支援の対象、要件、支給額の水準に関する考え方等を厳密に示すものではない。

【凡例】

☆:国の就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料最高額の水準まで支援 ◎:国の就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料平均額の水準まで支援 ○:各都道府県独自の支援あり

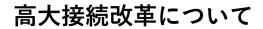
		•
		•
)
		•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
		●(貧付)
•		
•	•	•
		•
		•
		•
•	•	•
		•
•		
•)	
	•	●(貸付)
		•
•	•	•
		•
		•
		•
		•
		•
•	•	•
•	•	•
設整備	施設整備費	設整備費 入学料
1		

- X 国の就学支援金のみで各都道府県の授業料最高額又は平均額の水準までの支援が可能。
- × 生徒が県外(大阪府·京都府·兵庫県·三重県·滋賀県·和歌山県)の私立高校に通う場合、年収260 万円程度未満の世帯へ 支援を実施している。

奨学給付金の学校設置者代理受領について

奨学給付金における学校徴収金との相殺について

質問項目	パターン1 (公立)	パターン2(公立)	パターン3(私立)
1. すべての学校で相殺を行っているのか	行っている	行っていない	行っていない
		※希望した学校のみ	※希望した学校のみ
2. すべての生徒について相殺を行っているのか	行っている	委任状の提出があった生徒は相殺	委任状の提出がない生徒以外は相
	※要綱において未済がある場合は、	を行う	殺を行う
	給付金を未済に充てることについ		
	て学校長に委任するとの規定あり		
3. 委任状等の提出を求めているのか	委任状を提出	委任状を提出	委任状を提出
	※未済金がある場合は、金額の記載	※未済金がある場合は、費目、金額	
	あり	の記載あり	
4. 相殺の対象費目は何か	PTA 会費、図書費、遠足費、諸会費	諸会費	施設整備費、進路指導費、実習費、
			教材費
5. 未済金より給付金支給額が大きい場合、相殺	県において相殺額を確認し、学校と	県立高校は、学校にて相殺を行い、	学校において相殺を行い、残額を保
に関する事務はどこが行うのか。	保護者にそれぞれ振込む	残額を保護者へ支給。	護者へ支給。
その場合の支給はどのように行うのか		市立高校、国立高校は、県において	なお、相殺を行わない学校も含め
		相殺額を確認し、学校と保護者にそ	て、すべての学校に給付金を振込
		れぞれ振込む	み、学校から支給される
6. 県への申請の流れ	申請書及び委任状等を学校に提出。	申請書及び委任状等を学校に提出。	申請書及び委任状等を学校に提出。
	学校にてとりまとめの上、県に提出	市立高校、国立高校は、学校にてと	学校にてとりまとめの上、県に提出
		りまとめの上、県に提出	



高校生のための学びの基礎診断について

〇今後の人口減少や経済社会の変化、就業構造の変化の中で、イノベーションを創出し、生産性を向上させるためには、一人一人の能力の高度化が不可欠。このような中で、今後の時代を生きる上で必要となる資質・能力=学力の3要素※を育成するため、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体改革を実施

※①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学ぶ態度

〇平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」(平成29年3月)や実践研究校の協力を得て実施した試行調査(平成29年1~3月)の結果を踏まえ、平成29年5月に実施方針の検討素案を公表。関係団体から意見をいただくとともに、パブリックコメントを募集し、これらの意見を踏まえた実施方針を7月13日に策定、公表。

趣旨•概要

- ◆「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、平成30年度中の運用開始を目指す
 - ・名称は、「高校生のための学びの基礎診断」とする
 - ・<u>文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等(※)を認定するスキームを創設</u>し、基礎学力の定着度合いについて 公的な質保証がなされた<u>多様な測定ツールの整備・活用を促進</u>
 - ・各高校等における活用を通じて指導の充実を図り、PDCAサイクルの取組を促進
 - ・制度の充実に向けた調査研究を継続し、その成果を基に高校教育の振興施策を展開

※現行の民間の試験等の1回当たりの受検料は2千円台~5千円台の設定が比較的多くみられる。

今後のスケジュール

大学入学者選抜改革

- ◆ 受検生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換
 - ① 知識・技能 ② 思考力・判断力・表現力 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ◆ 高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進
- ◆ 平成32年度「大学入学共通テスト」開始 ※記述式、英語4技能 平成36年度 新学習指導要領を前提に更に改革

<現 行>

【平成32年度~】

択一式問題のみ

記述式問題 の導入

- ○センターが作問、出題、採点する。採点には「民間事業者」を活用。
- ○国語:80~120字程度の問題を含め3問程度。 数学:数式・問題解決の方略などを問う問題3問程度。
- ○平成36年度から地歴・公民分野や理科分野等でも記述式を導入する方向で検討。

共通テスト

英語 「読む」「聞く」 のみ

<u>4技能評価</u> <u>へ転換</u>

- ○<u>英語の外部検定試験を活用</u>し、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4技能を評価。
- ○センターが、試験の内容と実施体制を評価し、<u>入学者選抜に適し</u> た試験を認定。各大学の判断で活用(高3時の2回まで)。
- ○共<u>通テストの英語試験は、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、</u> 平成35年度までは継続して実施。
- ○各試験団体に、<u>検定料の負担軽減方策</u>を講じることを求めるとともに、 各大学に、受検者の負担に配慮して、できるだけ<u>多くの種類の認定試験</u> <u>の活用</u>を求める。

個別選抜

デカの3要素が評価 できていない入試

早期合格による高校生の学習意欲低下

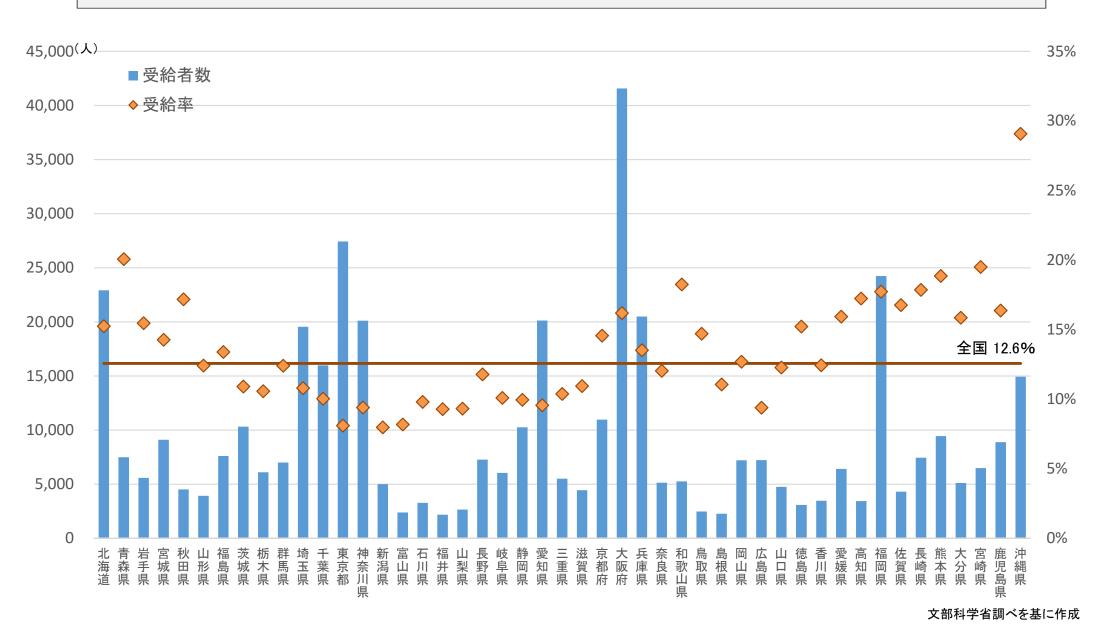
新たなルール の設定

- ○AO入試・推薦入試において、小論文、プレゼンテーション、教科・科目に係るテスト、共通テスト等のうち、いずれかの活用を必須化。
- ○調査書の記載内容も改善。
- ○出願時期をAO入試は8月以降から9月以降に変更。 合格発表時期をAO入試は11月以降、推薦入試は12月以降に設定 (これまでルールなし)。

奨学給付金のデータ(平成28年度実績)について

高校生等奨学給付金の受給者数・受給率(都道府県別,平成28年度)

- 〇 高校生等奨学給付金の受給者は、大阪(約4万2千人)、東京(約2万7千人)の順に多く、福井(約2200人)、島根(約2300人)の順に少ない。
- 高校生等奨学給付金の受給率は、沖縄(29.1%)で最も高く、新潟(8.0%)、東京(8.1%)富山(8.2%)の順に低い。



高校生等奨学給付金の受給者数・受給率(都道府県別, 国公・私立別)

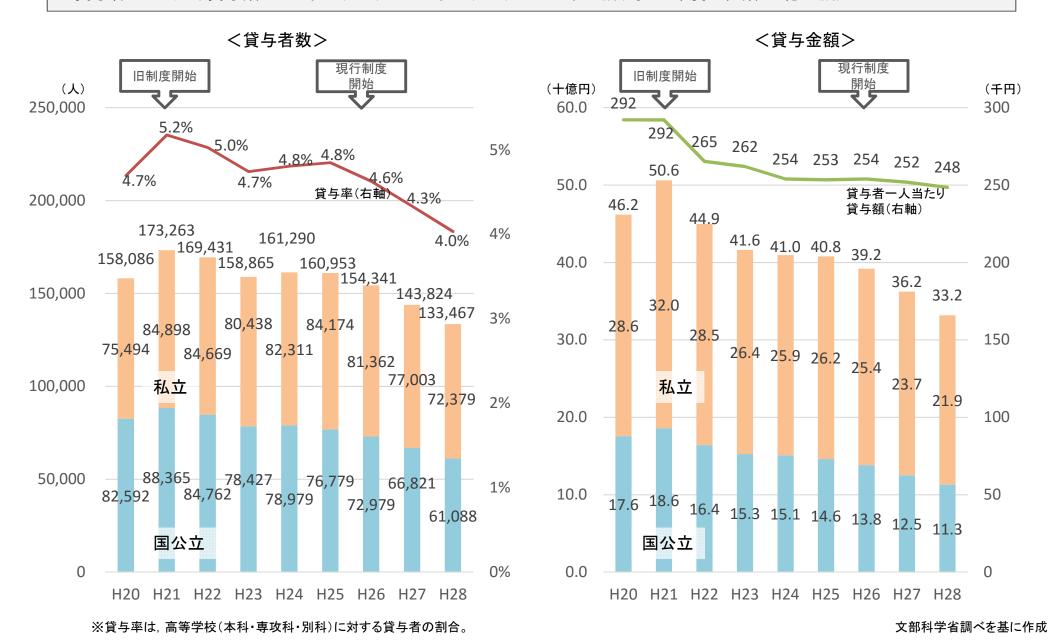
○ 高校生等奨学給付金の受給者数は、すべての都道府県で国公立の方が多い。 ○ 高校生等奨学給付金の受給率は、28団体で私立の方が高い。 (人) 30,000 35.00% 国公立 私立 国公立給付率(全国) 私立給付率(全国) 国公立給付率 私立給付率 30.00% 25,000 25.00% 20,000 20.00% 15,000 15.00% 10,000 10.00% 5,000 5.00% 0.00% 兵奈和鳥島岡広山徳庫良歌取根山島口島県川県県県県県県県県県県県県県県県 茨城県 新富石福温川県県県県 静岡県県 京都府 香川県 高知県 長熊 大分県 群馬県 埼玉県 神奈川 長野県 岐阜県 三重県 滋賀県 福岡県 佐賀県 千葉県 東京都 山梨県 県

都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況

○ 都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績は、平成21年度に比べて減少。

貸与率: 5.2%(H21)→ 4.0%(H28) 1.2%減(対H21年度比4.0万人減)

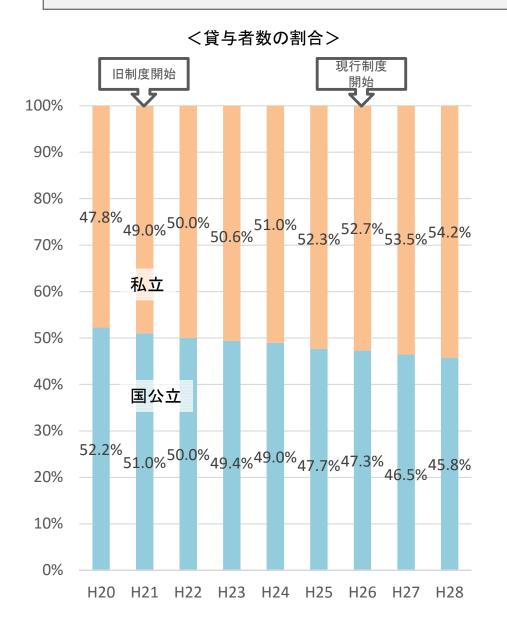
貸与者一人当たり貸与額: 292 千円(H21)→ 248千円(H28) 4万4千円減(対H21年度比総額174億円減)

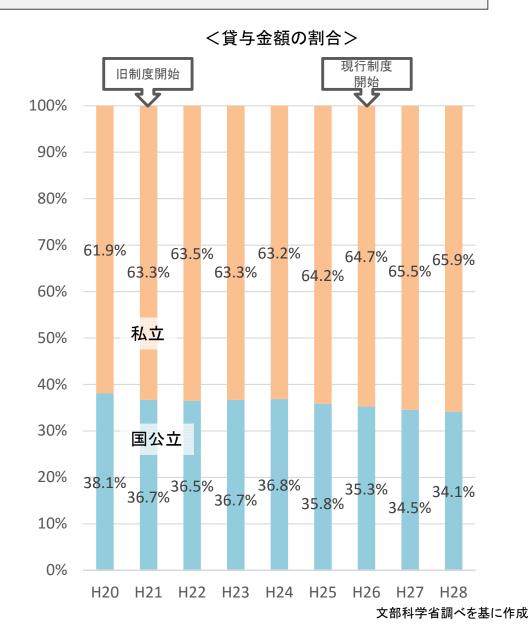


都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況(国公立・私立別の割合)

○ 都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績は、貸与者数・貸与額共に私立に通う生徒の割合が増加傾向。

貸与者数のうち私立に通う生徒の割合: 49.0%(H21)→ 54.2%(H28) (+5.2%) 貸与金額のうち私立に通う生徒の割合: 63.3%(H21)→ 65.9%(H28) (+2.6%)



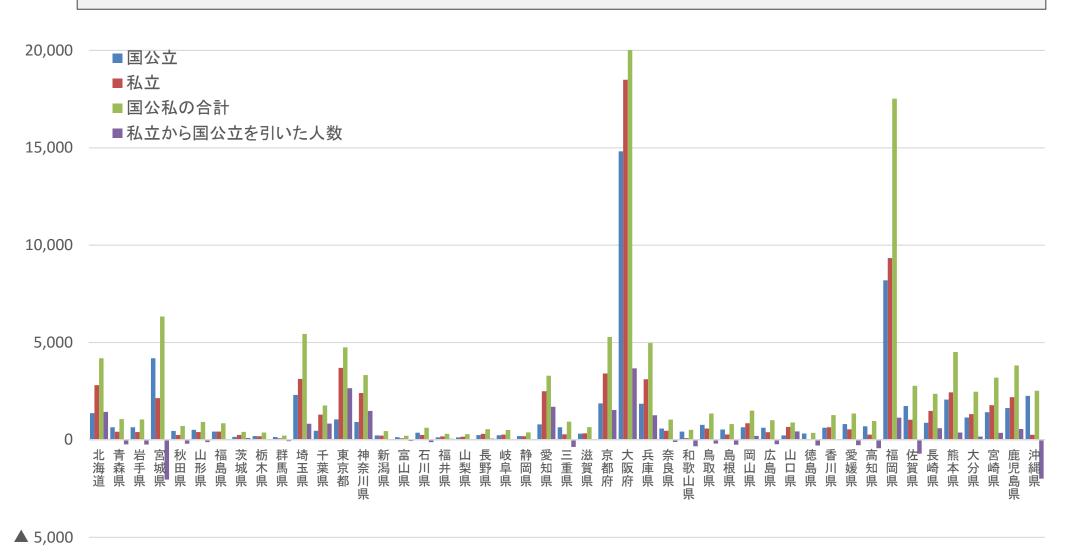


都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況(都道府県別貸与者数・平成28年度)

〇都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与者は大阪, 福岡の順に多く, 最も少ないのは富山。

大阪府約3.3万人 福岡県約1.8万人 富山県216人

○24団体では、公立に通う貸与者よりも、私立に通う貸与者の人数が多い。

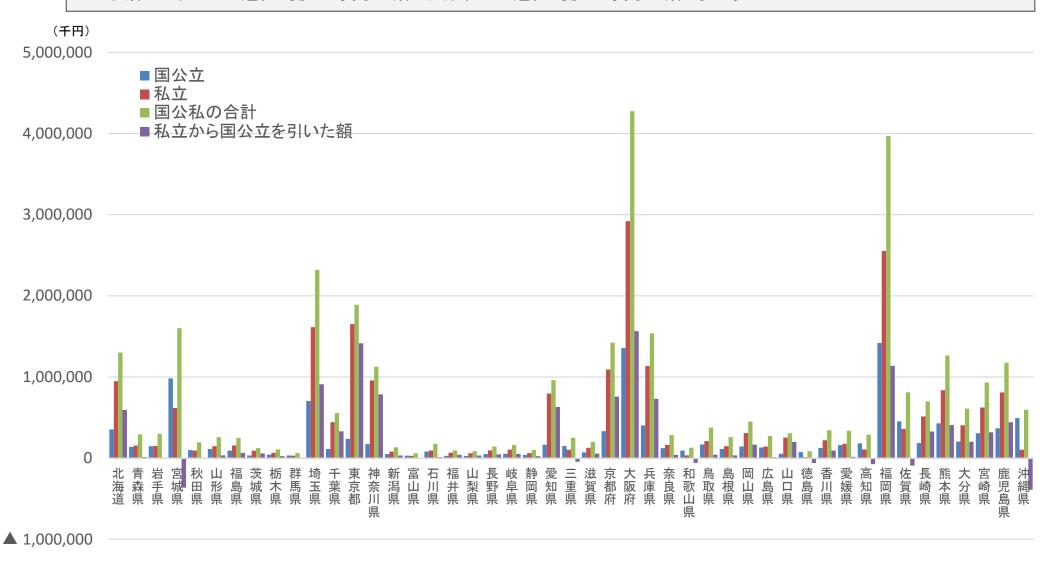


都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況(都道府県別貸与金額・平成28年度)

〇都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与金額は大阪, 福岡の順に多く, 最も少ないのは富山。

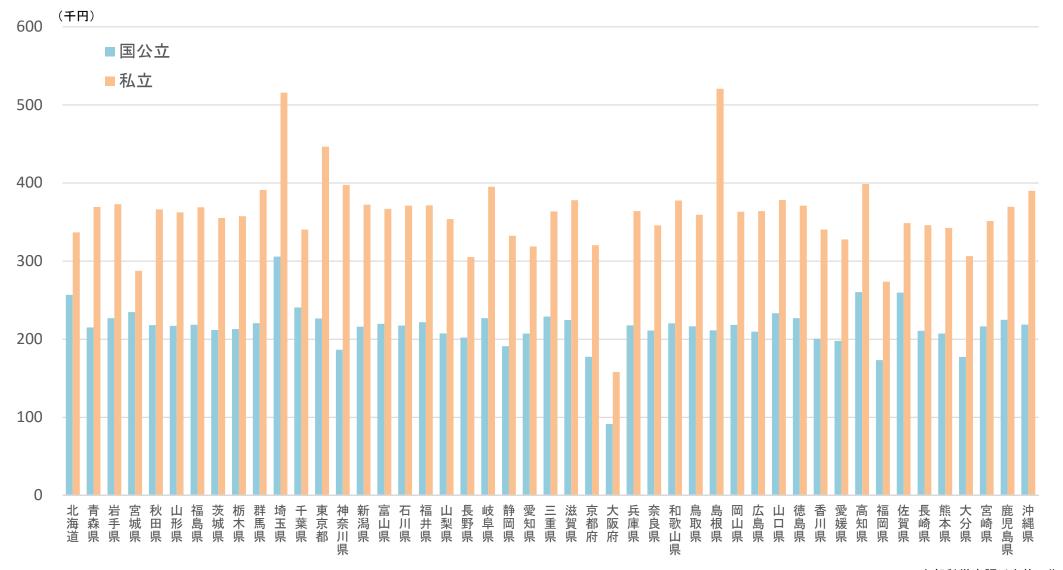
大阪府 約43億円 福岡県 約40億円 富山県 約0.6億円

○37団体では、公立に通う生徒への貸与金額よりも、私立に通う生徒への貸与金額が多い。



都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況 (都道府県別貸与者一人当たり貸与金額・平成28年度)

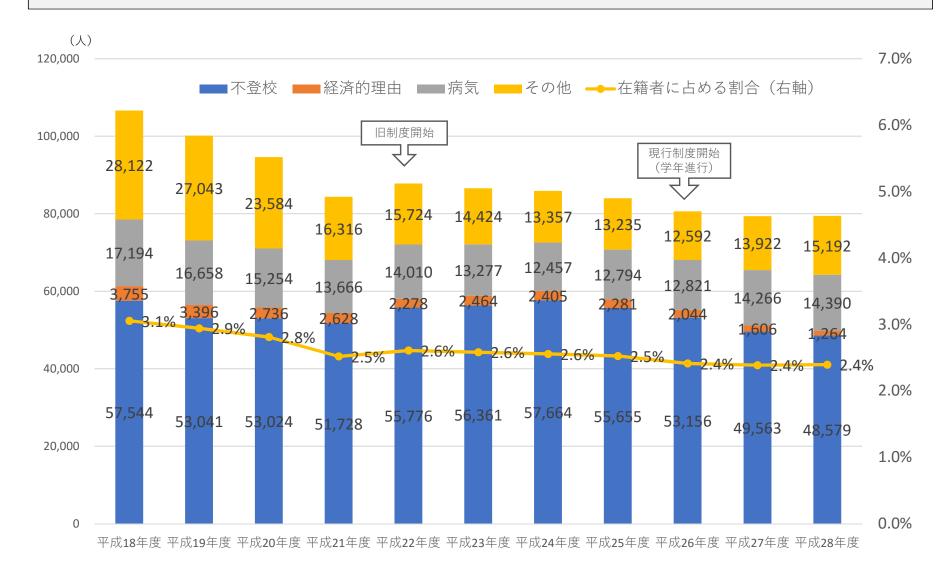
〇都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与者一人当たり貸与金額は埼玉,島根,東京の順に多く,最も少ないのは大阪。 〇すべての団体において,公立に通う貸与者一人当たり貸与金額よりも,私立に通う貸与者一人当たりの貸与金額の方が高い。



中途退学者等のデータ(最新値)について

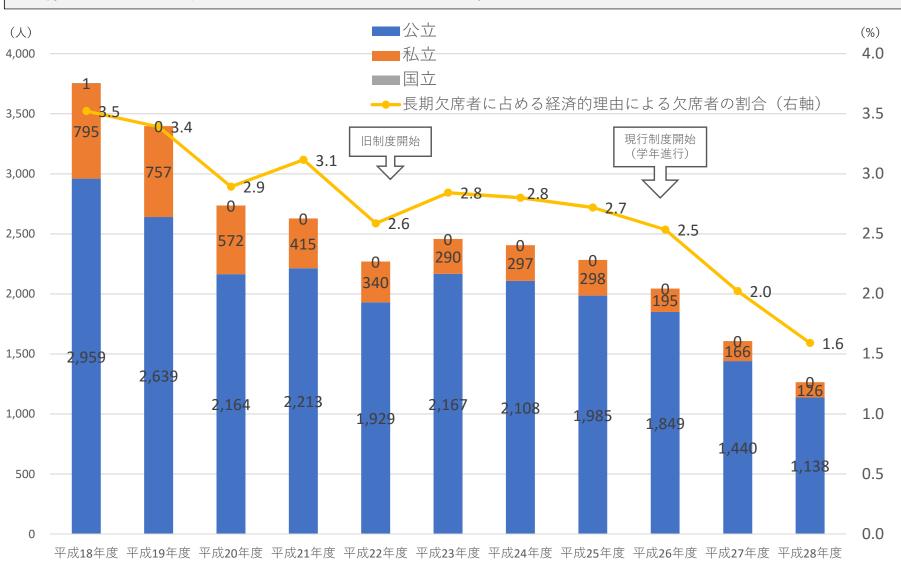
高等学校長期欠席者数の推移(平成18年度~平成28年度,事由別)

- 高等学校の長期欠席者数を事由別にみると、近年、減少し続けているのは、
 - ・平成23年以降の経済的理由による長期欠席者
 - ・平成24年以降の不登校による長期欠席者



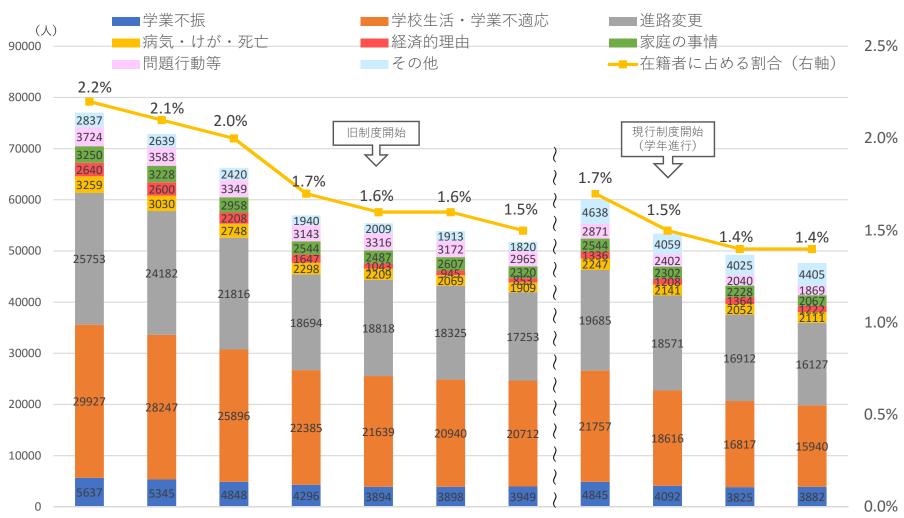
経済的理由による高等学校長期欠席者数の推移(平成18年度~平成28年度, 国公私別)

○ 高等学校の長期欠席者数は旧制度が開始した平成22年度に低下し、一旦上昇した後、減少傾向。 特に新制度開始後は、公立・私立ともに大きく減少している。



高等学校中途退学者数の推移(平成18年度~平成28年度,事由別)

○ 通信制課程を対象とした平成25年度以降,事由別の中途退学者数をみると,「学校生活・学業不適応」「進路変更」 「問題行動等」については,中途退学者数及び構成比ともに減少し続けている。

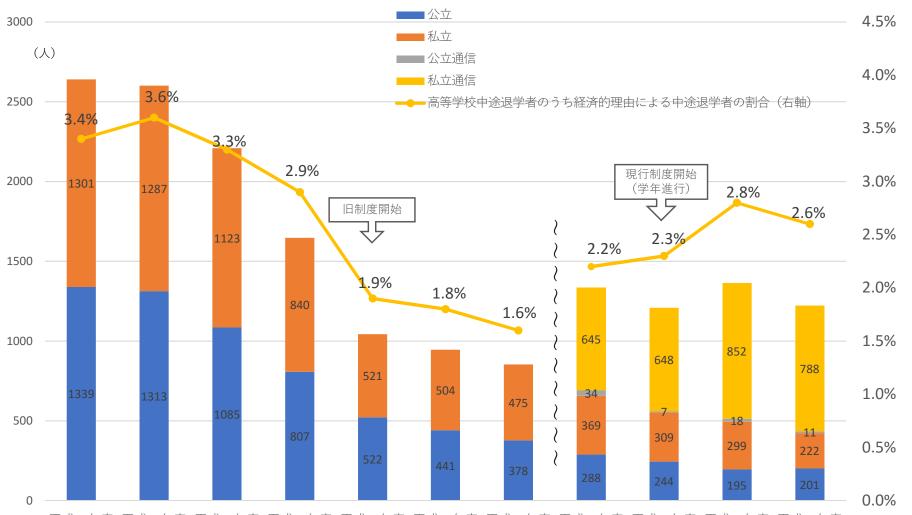


平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

注1:平成25年度からは、高等学校通信制課程も調査 注2:中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

経済的理由による高等学校中途退学者数の推移(平成18年度~平成28年度, 国公私別)

○ 経済的理由による中途退学者は、全日制・定時制は一貫して減少している。平成25年度より調査対象となった通信制については、平成27年度まで増加していたが、平成28年度は減となっている。



平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

注1:平成25年度からは、高等学校通信制課程も調査 注2:中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択